

大規模災害等における徳島県警察、一般社団法人徳島県医師会、一般社団法人徳島県歯科医師会及び国立大学法人徳島大学との協力に関する協定

徳島県警察、一般社団法人徳島県医師会（以下「徳島県医師会」という。）、一般社団法人徳島県歯科医師会（以下「徳島県歯科医師会」という。）及び国立大学法人徳島大学（以下「徳島大学」という。）は、大規模災害等が発生し多数の死者が生じた際、遺体の検視及び死体調査並びに身元確認（以下「検視等」という。）を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡すため、相互の連携を強化し、協力体制を確保することの重要性を認識し、次のとおり協定を締結する。

第1条 徳島県警察、徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学は、大規模災害等により多数の遺体の検視等を実施する必要があると認めるときは、速やかに、徳島県医師会の会員その他の医師（以下「医師」という。）、徳島県歯科医師会の会員その他の歯科医師（以下「歯科医師」という。）及び徳島大学大学院医歯薬学研究部法医学分野の医師（以下「法医学分野医師」という。）を被災地域に派遣するための協議を図るとともに体制を整備する。

第2条 徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学は、徳島県警察との協議に基づき、速やかに医師、歯科医師及び法医学分野医師を被災地域に派遣するとともに、必要な期間検視等の業務に従事させる。

第3条 徳島県警察は、前条に規定する被災地域における業務が円滑に行われるよう、必要な便宜を図る。

第4条 徳島県警察、徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学は、被災地域における検視等の業務に関して問題が生じたときは、その解決を図るために緊密に協議する。

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、徳島県警察、徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学がその都度協議して定める。

第6条 本協定の実施に関する事務は、徳島県警察本部刑事部捜査第一課検視隊、徳島県医師会事務局、徳島県歯科医師会事務局及び徳島大学大学院医歯薬学研究部法医学分野において取り扱う。

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、徳島県警察、徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学のいずれからも協定終了の申出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定を証するため、本書を4通作成し、徳島県警察、徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学において各1通を保有する。

令和6年7月11日

徳島県警察本部長

松林高樹

一般社団法人徳島県医師会会長

齊藤 義郎

一般社団法人徳島県歯科医師会会長

松本 俊

国立大学法人徳島大学長

河村 徳彦